

1 預かり保育料の実施時間及び保育料の変更について

(1) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例 別表第1(第5条関係)抜粋

(旧)

預かり保育の実 施区分	預かり保育の実施時間	1人当たりの預かり保育料(日額)		
		第1階層及び第2階層に 該当する世帯	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯
午前	午前8時から正午まで	0円	400円	800円
午後	正午から午後4時まで	0円	400円	800円
終日	午前8時から午後4時まで	0円	800円	1,600円

(新)

預かり保育の実 施区分	預かり保育の実施時間	1人当たりの預かり保育料(日額)		
		第1階層及び第2階層に 該当する世帯	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯
午前	午前8時30分から正午まで	0円	350円	700円
午後	正午から午後4時まで	0円	400円	800円
終日	午前8時30分から午後4時 まで	0円	750円	1500円

(2) 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例 別表第2(第5条関係)

(旧)

預かり保育の 実施幼稚園	延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)		
		第1階層及び第2階層に 該当する世帯	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世 帯
幼稚園(西谷幼 稚園を除く。)	30分(30分未満は30分とみな す。)	0円	50円	100円
西谷幼稚園	30分(30分未満は30分とみな す。)	0円	50円	100円
	1時間(30分を超え1時間未満 は1時間とみなす。)	0円	100円	200円
	1時間30分(1時間を超え1時間 30分未満は、1時間30分とみな す。)	0円	150円	300円

(新)

延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)		
	第1階層及び第2階層に該当 する世帯	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯
30分(30分未満は30分とみなす。)	0円	50円	100円

2 西谷認定こども園における園児数の推移について

各年5月1日現在（単位：人）

区分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	参考 (定員)
保育施設	0歳児	0	1	0	1	3	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1	3 (0)
	1歳児	2	2	6	3	5	6	4	3	5	3	4	1	2	4	3	4 (1)
	2歳児	3	3	2	9	6	5	6	3	3	5	5	6	1	2	4	5 (1)
	3歳児	4	5	7	2	6	7	7	6	4	3	5	6	6	2	2	6 (1)
	4歳児	2	4	5	8	2	7	7	7	7	5	3	7	7	7	3	6 (1)
	5歳児	1	2	4	4	8	3	7	7	7	7	4	3	7	7	7	6 (1)
	計	12	17	24	27	30	29	34	28	27	23	21	24	24	22	20	30 (5)
幼稚園	3歳児	/	/	/	/	7	8	4	10	5	5	5	10	4	2	2	
	4歳児	10	6	10	7	8	9	8	2	10	10	1	3	9	3	1	
	5歳児	14	10	5	11	8	8	9	8	1	1	4	1	3	8	2	
	計	24	16	15	18	23	25	21	20	16	16	10	14	16	13	5	
西谷認定こども園 計	0歳児	0	1	0	1	3	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1	
	1歳児	2	2	6	3	5	6	4	3	5	3	4	1	2	4	3	
	2歳児	3	3	2	9	6	5	6	3	3	5	5	6	1	2	4	
	3歳児	4	5	7	2	13	15	11	16	9	8	10	16	10	4	4	
	4歳児	12	10	15	15	10	16	15	9	17	15	4	10	16	10	4	
	5歳児	15	12	9	15	16	11	16	15	8	8	8	4	10	15	9	
	計	36	33	39	45	53	54	55	48	43	39	31	38	40	35	25	

※ 平成23年に保育施設の定員枠を12名から30名に拡充。

議案第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例（平成23年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

午前8時から正 午まで	0円	400円	800円
----------------	----	------	------

」

を

「

午前8時30分 から正午まで	0円	350円	700円
-------------------	----	------	------

」

に、

「

午前8時から午 後4時まで	0円	800円	1,600円
------------------	----	------	--------

」

を

「

午前8時30分 から午後4時まで	0円	750円	1,500円
---------------------	----	------	--------

」

に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金（日額）		
	第1階層及び第2階層に該当する世帯	第3階層に該当する世帯	第4階層に該当する世帯
30分（30分未満は30分とみなす。）	0円	50円	100円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の保育の実施に係る預かり保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例(平成23年条例第34号)新旧対照表  
 (現行)

別表第1(第5条関係)

預かり保育の実施 幼稚園	預かり保育 の実施時期	預かり 保育の 実施区 分	預かり保育 の実施時間	1人当たりの預かり保育料(日額)		
				第1階層及 び第2階層 に該当する 世帯	第3階層に 該当する世 帯	第4階層に 該当する世 帯
西谷幼稚 園	長期休業日	午前	午前8時から 正午まで	0円	400円	800円
		午後	正午から午 後4時まで	0円	400円	800円
		終日	午前8時から 午後4時まで	0円	800円	1,600円

備考 (略)

別表第2(第5条関係)

預かり保 育の実施 幼稚園	延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)		
		第1階層及び第2 階層に該当する 世帯	第3階層に該当す る世帯	第4階層に該当す る世帯
幼稚園(西 谷幼稚園 を除く。)	30分(30分未満は30分 とみなす。)	0円	50円	100円
西谷幼稚 園	30分(30分未満は30分 とみなす。)	0円	50円	100円
	1時間(30分を超え1時 間未満は1時間とみな す。)	0円	100円	200円
	1時間30分(1時間を超 え1時間30分未満は、1 時間30分とみなす。)	0円	150円	300円

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第5条関係)

預かり保育の実施 幼稚園	預かり保育 の実施時期	預かり 保育の 実施区 分	預かり保育 の実施時間	1人当たりの預かり保育料(日額)		
				第1階層及 び第2階層 に該当する 世帯	第3階層に 該当する世 帯	第4階層に 該当する世 帯
西谷幼稚 園	長期休業日	午前	午前8時30分 から正午ま で	0円	350円	700円
		午後	正午から午 後4時まで	0円	400円	800円
		終日	午前8時30分 から午後4時 まで	0円	750円	1,500円

備考 (略)

別表第2(第5条関係)

延長利用時間	1人当たりの預かり保育の延長料金(日額)		
	第1階層及び第2 階層に該当する 世帯	第3階層に該当す る世帯	第4階層に該当す る世帯
30分(30分未満は30分 とみなす。)	0円	50円	100円

備考 (略)